育成センターだより

厚岸教育委員会 青少年育成センター（電話67-7700）　令和5年 9月　No.87

特集

・18歳から成人に
～成人になったら気をつけること～
・・・Ｐ２
・第７３回「社会を明るくする運動」及び令和５年度「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動セレモニーを開催しました！　・・・Ｐ４

スマホやネットは、便利な道具

●家族といつでも連絡できる
●わからないことをすぐ調べられる
●興味や関心が広がる
●友だちとコミュニケーション

うまく使わないと、こんなトラブルが

●睡眠時間が減って生活のリズムが乱れる
●ＳＮＳを利用した闇バイトの募集に応募してしまう
●ネットで知り合った人に心を許し、だまされ、誘拐や犯罪に巻き込まれる
●ＳＮＳに投稿した文章でトラブルになってしまう

スマホやネットを使う前に

●年齢に応じたフィルタリングをしよう（大人が子どもにスマホを貸すときも注意しよう）
●家族みんなでルールを決めよう
●ＳＮＳの投稿、シェア、リポストする前に、もう一度確認しよう。

スマホやネットのトラブルは

●困ったら保護者にすぐ相談しよう

巡視補導活動をしています

よろしくお願いします！

青色回転灯のついた車で巡回しています。

厚岸町では、各学校の先生方にご協力を得ながら、町内市街地等の巡視補導を行っています。

【令和５年度専任補導員】

厚岸小学校	西澤　和訓 先生
	田中　ひろみ 先生
真龍小学校	中村　大晟 先生
	大島　成司 先生
厚岸中学校	柳　悠仁 先生
	五十嵐　靖悦 先生
真龍中学校	武山　秀汰 先生
	谷口　翼 先生
厚岸翔洋高等学校	楠木　茂広　先生
	上本　俊介 先生

また、桜・牡蠣まつりのように人出の多い行事のときは、厚岸警察署少年補導員の協力で、会場内や周辺の巡視補導を行っています。

18歳から成人に
～成人になったら気をつけること～

令和4年（2022年）4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。
18歳になると、親の同意がなくても、ひとりで契約できるようになります。

＜例＞・携帯電話の契約
・アパートの部屋を借りる
・クレジットカードを作る
・ローンを組んで、大きな買い物をする
（支払能力によりクレジットカードが作れない場合やローンが組めない場合があります）

飲酒や喫煙は20歳までできません！

●飲酒は20歳から
●喫煙は20歳から
●競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）の購入は20歳から

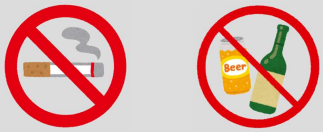

契約について

17歳までは未成年なので、さまざまな契約には親など法定代理人の同意が必要です。もし、同意を得ずに契約した場合は、契約を取り消すことができます。（未成年者取消し）（なお、未成年の場合でも、お小遣いの範囲の額での契約や、自分が成年であると偽って契約した場合、結婚したことがある場合は「未成年者取消し」ができません。）

18歳で成人になると、親の同意なしで、ひとりで契約できるようになりますが、未成年のように契約を取り消すことができなくなります。
一度、契約が成立すると、合意した内容をお互いに守らなければなりません。契約した内容と違うことをしたり、一方的な都合で無条件に解消することはできません。
世の中にはさまざまな契約がありますが、その中には、若い人を狙い打ちにする悪質な業者もいます。
契約するときはどんなに面倒でも、契約の内容をきちんと理解することが大切です。
その場で全部読めないときはいったん持ち帰る、ネット通販の場合は時間をかけてじっくり読む、電話の場合は安易に返事をしないようにしましょう。（口頭でも契約は成立します。）

消費者トラブルに気をつけて！

消費者トラブル事例①　定期購入のトラブル

＜事例＞「初回お試し500円」のSNSの広告を見て、１回だけのつもりで美容液を購入したら、頼んだ覚えのない２回目の商品発送連絡があり、書類をよく見ると「２回目以降は6,000円」となっており6回までは途中解約ができない契約となっていた。

＜解説＞申し込む前に、「1回か？継続か？」「解約できるか？」「解約したときの金額はいくらか？」を確認し、申し込んだときは証拠として最終確認画面やメールを保存しておきましょう。

消費者トラブル事例②　もうけ話の情報商材

＜事例＞先輩の知り合いに「簡単にできて必ずもうかるノウハウを教える情報がある。一緒にもうけよう」と言われ、断り切れず情報商材（情報が入ったデータ）の代金30万円を払うが、全然もうからない。すると今度は「友だちを誘って契約を取ったら紹介料がもらえる」と言われたが、誘った友だちには断られ、気まずくな

ってしまった。

＜解説＞「すぐに元が取れる」という言葉を鵜呑みにするのはたいへん危険です。また、誰かを紹介して販売組織を拡大するのはマルチ商法と呼ばれており、紹介料を餌に次々と勧誘させてお金を集めるのが特徴です。
　信頼している人から誘われて、断りにくくても、不要な契約ははっきり断りましょう。

消費者トラブルで困ったときはすぐ相談

困ったときは一人で悩まず相談を

厚岸町役場消費生活相談窓口
（電話52-3131観光商工課商工雇用係／平日８時30分から17時15分まで）

消費者ホットライン
（電話１８８）土・日・祝日／10時から16時まで

「すぐ稼げる」
その言葉、信用できる？
～闇バイトにご用心～

　近年、全国的に、青少年がＳＮＳやインターネット掲示板を通じて「闇バイト」に応募し、犯罪に加担してしまう事案が発生しています。
　ＳＮＳでの勧誘を見て応募したら、詐欺の受け子や出し子だったり、違法薬物の運び屋、強盗など、重大な犯罪に加担して逮捕されたというケースが多く、やめようと思ったら、「やめたら家族に危害を加える」などと脅されることもあるそうです。

　「闇バイト」に申し込んでしまったとか、犯人グループに脅された、闇バイトの犯罪に加担してしまったと思ったら、警察署に相談しましょう！

こんな言葉に要注意!
「高額」「即日現金」「高収入」「日雇い」
「簡単」「荷物受取」「未経験可」「裏バイト」
「書類運び」「闇バイト」「口座売買」　など

北海道・北海道教育委員会・北海道警察

第７３回「社会を明るくする運動」及び
令和５年度「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動」
セレモニー を開催しました！

７月は法務省が提唱する「社会を明るくする運動」強調月間です。また、「青少年の非行･被害防止道民総ぐるみ運動」は、毎年７月に関係諸団体が参画し全国で運動が展開されています。

厚岸町では、令和元年度まで街頭啓発パレードを実施していました。令和2年度から令和4年度までは、街頭での啓発グッズ配布など、多くの人が密にならない形での事業を実施、今年度は4年ぶりに町内各小中高等学校や関係団体のご協力により、令和5年7月21日（金）に、本の森厚岸情報館視聴覚室において、「セレモニー」を開催しました。

セレモニーでは、実施委員長・厚岸警察署長のあいさつ、内閣総理大臣・北海道知事の各メッセージが披露され、続いて厚岸小学校６年の津田朋佳さん、真龍小学校６年の久野凌輝さん、太田小学校６年の大貫李音さんの3名がリレーで「いじめ防止」、厚岸中学校３年の鈴木美々さんが「あいさつ・声かけ運動」、厚岸翔洋高校３年の茜美玲さんが「薬物乱用防止」、厚岸翔洋高校２年の溝畑志歩さんが「交通安全」について、それぞれ宣言を行いました。

児童生徒の宣言の後は、法務省と吉本興業がコラボしたショートムービー「あなたは、ひとりじゃない。」を鑑賞し、明るい社会づくりへの思いを新たにしました。

「社会を明るくする運動」とは？

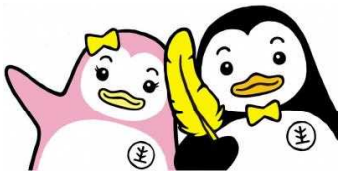

すべての国民が、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの更生（立ち直ること）について考え、理解し、それぞれの立場において力を合わせて、犯罪、非行（いじめ・薬物乱用・交通違反など）のない、安全で安心な、明るい地域社会を作るために行うものです。

～犯罪や非行を防止、立ち直りを支える地域のチカラ～